

埼玉県生物多様性保全戦略改定検討委員会設置要綱

令和5年4月17日決裁

(目的)

第1条 本県では平成30年2月に「埼玉県生物多様性保全戦略」(以下「県戦略」という。)を策定し、本県の生物多様性の保全及び生物多様性への影響を回避又は最小にしつつ、持続可能な利用を実現させるための取組を進めてきた。しかし、令和5年3月に新たな生物多様性国家戦略が策定されたことなどから、県戦略改定が必要となった。

県戦略の改定にあたり必要な事項を検討するために「埼玉県生物多様性保全戦略改定検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 埼玉県生物多様性保全戦略の改定に関する事項
- (2) その他、見直しに関して委員会が必要と認めた事項

(委員)

第3条 委員会の委員は20名程度とし、学識経験者、民間団体の代表及び関係行政機関等で構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会の会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の関係者の出席を要請することができる。

(事務局)

第6条 委員会の庶務は、環境部みどり自然課で処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月17日から施行し、県戦略の改定版の発行をもって廃止する。